

兵庫県公報

平成21年6月18日 木曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

| 選挙管理委員会告示 | | ページ |
|-----------------------------------|-------|-----|
| ○ 兵庫県知事選挙の期日 | | 1 |
| ○ 兵庫県知事選挙の選挙長及び同職務代理者の選任 | | 1 |
| ○ 兵庫県知事選挙の選挙長の職務を行う場所 | | 1 |
| ○ 兵庫県知事選挙の選挙会の日時及び場所 | | 2 |
| ○ 政見放送及び経歴放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所 | | 2 |
| ○ 選挙運動に関する支出金額の制限額 | | 2 |
| ○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 | | 2 |
| ○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数 | | 2 |
| ○ 兵庫県議会議員の補欠選挙を行うべき事由が生じた旨の告示 | | 4 |
| ○ 兵庫県議会議員補欠選挙の選挙時登録の基準日、登録日及び縦覧期間 | | 4 |
| 兵庫県知事選挙選挙長告示 | | |
| ○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所 | | 4 |

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第50号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定により、兵庫県知事の選挙を平成21年7月5日に行う。

平成21年6月18日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村上寿浩

兵庫県選挙管理委員会告示第51号

平成21年7月5日執行の兵庫県知事選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

平成21年6月18日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村上寿浩

- 1 選挙長
兵庫県姫路市夢前町又坂434番地
村上寿浩
- 2 選挙長の職務を代理すべき者
神戸市灘区高羽町1丁目1番2-208号
田中良斉

兵庫県選挙管理委員会告示第52号

平成21年7月5日執行の兵庫県知事選挙につき、公職選挙法執行規程（昭和47年兵庫県選挙管理委員会告示第43号）第7条の規定により、選挙長の職務を行う場所を次のとおり定める。

平成21年6月18日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 村 上 寿 浩

- 1 平成21年6月18日 兵庫県庁第2号館11階 B会議室
- 2 平成21年6月19日以降 兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室



兵庫県選挙管理委員会告示第53号

平成21年7月5日執行の兵庫県知事選挙につき、選挙会の日時及び場所を次のとおり定める。

平成21年6月18日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村 上 寿 浩

- 1 日 時 平成21年7月7日 午後2時
- 2 場 所 兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室



兵庫県選挙管理委員会告示第54号

平成21年7月5日執行の兵庫県知事選挙につき、政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第14条第1項の規定により、候補者の政見放送及び経歴放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成21年6月18日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村 上 寿 浩

- 1 日 時 平成21年6月18日 午後6時
- 2 場 所 兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室



兵庫県選挙管理委員会告示第55号

平成21年7月5日執行の兵庫県知事選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、56,061,500円である。

平成21年6月18日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村 上 寿 浩



兵庫県選挙管理委員会告示第56号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成21年6月18日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村 上 寿 浩

| | |
|---|---------|
| 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 91,033 |
| 選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 | 825,273 |



兵庫県選挙管理委員会告示第57号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

平成21年6月18日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 村 上 寿 浩

(選 挙 区 名)

〔選挙区における選挙権を有する
者の総数の3分の1等の数〕

| | |
|----------|---------|
| 神戸市東灘区 | 55,292 |
| 神戸市灘区 | 34,743 |
| 神戸市中央区 | 32,156 |
| 神戸市兵庫区 | 30,614 |
| 神戸市北区 | 61,282 |
| 神戸市長田区 | 27,803 |
| 神戸市須磨区 | 46,153 |
| 神戸市垂水区 | 61,035 |
| 神戸市西区 | 65,615 |
| 姫 路 市 | 133,849 |
| 尼 崎 市 | 127,382 |
| 明 石 市 | 79,033 |
| 西 宮 市 | 125,965 |
| 洲 本 市 | 13,621 |
| 芦 屋 市 | 25,861 |
| 伊 丹 市 | 52,463 |
| 相 生 市 | 8,921 |
| 豊 岡 市 | 24,220 |
| 加 古 川 市 | 71,473 |
| 龍 野 市 | 10,938 |
| 赤穂市及び赤穂郡 | 18,804 |
| 西 脇 市 | 9,863 |
| 宝 塚 市 | 61,280 |
| 三 木 市 | 22,682 |
| 高 砂 市 | 25,714 |
| 川西市及び川辺郡 | 52,274 |
| 小 野 市 | 13,212 |
| 三 田 市 | 29,475 |
| 加 西 市 | 13,126 |
| 篠 山 市 | 12,320 |
| 養 父 市 | 7,688 |
| 丹 波 市 | 18,990 |
| 南あわじ市 | 14,415 |
| 朝 来 市 | 9,368 |
| 淡 路 市 | 13,788 |
| 宍 粟 市 | 11,858 |
| 加 東 市 | 10,686 |
| 多 可 郡 | 8,590 |
| 加 古 郡 | 17,776 |
| 飾 磨 郡 | 7,462 |
| 神 崎 郡 | 12,599 |
| 揖 保 郡 | 20,036 |
| 佐 用 郡 | 5,690 |
| 美 方 郡 | 10,596 |

~~~~~

**兵庫県選挙管理委員会告示第58号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第3項の規定により、兵庫県議会議員西宮市選挙区及び宝塚市選挙区において、当該選挙区選出議員の補欠選挙を行うべき事由が生じた。

平成21年 6月18日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 村 上 寿 浩



**兵庫県選挙管理委員会告示第59号**

平成21年 7月 5日執行の兵庫県議会議員西宮市選挙区及び宝塚市選挙区補欠選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定による選挙時登録の基準日、登録日及び同法第23条第1項の規定による縦覧期間をそれぞれ次のとおり定める。

平成21年 6月18日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 村 上 寿 浩

- 1 基準日           平成21年 6月25日  
                  ただし、年齢については平成21年 7月 5日現在
- 2 登録日           平成21年 6月25日
- 3 縦覧期間       平成21年 6月26日

**兵庫県知事選挙選挙長告示**

**兵庫県知事選挙選挙長告示第1号**

平成21年 7月 5日執行の兵庫県知事選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成21年 6月18日

兵庫県知事選挙  
選挙長 村 上 寿 浩

- 1 日 時
  - (1) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第2項（候補者から届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定によるくじ  
          平成21年 7月 2日 午後 6時
  - (2) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第4項（候補者から届出のあった選挙立会人で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるとき）の規定によるくじ  
          平成21年 7月 2日 午後 6時10分
- 2 場 所  
      兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室